

高取町家族介護用品支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）を介護する者等に対し、紙おむつ及びおむつカバーの介護用品（以下「紙おむつ等」という。）を支給することにより、要介護者の介護をしている家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続及びその質の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 紙おむつ等の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有し、町内在住の者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4及び5と判定された要介護者を現に介護している者等

(3) 市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）に属する要介護者を介護している者等で、町長が認めた者とする。

2 前項第3号に規定する市町村民税非課税を判断する年度は、毎年1月から7月までの支給分については前々年度、8月から12月までの支給分については、前年度分とする。

(受給申請)

第3条 紙おむつ等を受給しようとする者（以下「申請者」という。）は、介護用品受給申請書（第1号様式）及び日常生活等状況書（第2号様式）を町長に申請するものとする。

2 前項の場合において、申請者本人が申請手続きをすることができないときは、その者を養護する者等（以下「養護者等」という。）が代わって申請することができる。

(支給決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、第2条第1項に該当すると認めたときは、介護用品支給決定通知書（第3号様式）を申請者に交付する。

2 町長は、前項の審査の結果、適当と認めないとときは、介護用品支給申請却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給の開始)

第5条 紙おむつ等の支給は、前条により支給決定したその日に開始するものとする。

(支給用品及び内容)

第6条 第4条の規定による支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）には、次の用品を支給する。

(1) フラットタイプ紙おむつ（月120枚）、テープ式パンツタイプ紙おむつ（月60枚）、リハビリパンツ紙おむつ（月30枚）、尿取りパットタイプ（月240枚）のうち1タイプ。

(2) おむつカバー（年2枚）

2 前項の第1号及び第2号の組み合わせは、申請者の選択により、一月分を支給するものとする。

3 第1項第2号は、フラットタイプ紙おむつを選択した受給者に限り支給する。

(支払方法)

第7条 紙おむつ等は、町長が別に定める方法により、受給決定者に直接支給する。

(所得の調査)

第8条 町長は、毎年定期及び必要があると認めたときは、受給者世帯全員の所得状況を受給決定者等所得状況調査書（第5号様式）により調査するものとする。

2 町長は、前項の調査により、受給者及び受給者世帯が第2条第1項第3号の規定に該当しなくなったときは、紙おむつ等の支給を一時停止する。この場合に、町長は介護用品支給停止通知書（第6号様式）により、受給者又は養護者等にその旨通知するものとする。

3 町長は、第1項の調査を行なった場合において、既に支給を一時停止されている者（以下「一時停止者」という。）が第2条第3項の要件に該当すると認めたときは、介護用品支給停止解除通知書（第7号様式）を、該当しないと認めたときは、介護用品支給停止延長通知書（第8号様式）を一時停止者に交付するものとする。

4 第1項の調査にかかるわらず、一時停止者は、受給者世帯の市町村民税課税状況

に変化のあったときには、町長に届け出ができる。この場合において、町長は前3項と同様の手続きを行うものとする。

5 第2項による支給停止及び第3項による支給停止延期の期間は、決定をした日が、7月末日以前の時は当該年の7月末日まで、決定をした日が、その年の8月1日以降のときは、翌年7月末日までとする。

(受給資格の喪失)

第9条 紙おむつ等の受給資格は、第2条の各号における要件のいずれかに該当しなくなった時又は死亡した時に喪失する。

2 受給者又は養護者等は、前項の事由が生じた時は、速やかに介護用品受給資格喪失届（第9号様式）を町長に届け出なければならない。

3 町長は、届出のない資格喪失者の把握に努め、前条又は前項の届出のない場合においても資格喪失の手続きを行うものとする。

(紙おむつの回収)

第10条 受給者又は養護者等は、前条第1項の受給資格喪失の届出を行ったときに、未使用の紙おむつ等を町長に返還しなければならない。

2 町長は、配達時に受給者の資格喪失が判明した時は、支給を停止すると共に、未使用の紙おむつ等を回収するものとする。

(支給台帳の整備)

第11条 町長は、受給者に対する紙おむつ等の支給状況を把握する為、介護用品支給台帳（第10号様式）を整備するものとする。

(不正受給)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により紙おむつ等を受給した者があるときは、既に支給した紙おむつ等又はこれらに相当する金額を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。